

## 専門委員会における検討事項等

### 1. 諮問に至る背景

平成21年9月15日、1,4-ジオキサンを健康保護に係る水質環境基準に、また、1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを地下水環境基準にそれぞれ追加するとともに、1,1-ジクロロエチレンに係る水質環境基準値及び地下水環境基準値を見直すことが適切である旨、中央環境審議会より環境大臣に対し答申がなされた。

この答申を踏まえ、平成21年11月30日、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目の追加及び基準値の変更が告示された。

### 2. 今後の検討事項

環境基準の追加及び見直しを受け、水質汚濁防止法に基づく排出規制、地下浸透規制等、環境基準達成のための方策について検討することが必要となる。このため、平成21年11月30日付けで、環境大臣より中央環境審議会に対して、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」諮問が行われた。

基本的な考え方としては、人の健康の保護を最優先しつつ、工場・事業場等からの排出の実態、処理技術の現状等を踏まえ、以下の事項について検討を行う（詳細は、資料6を参照）。

- ・排水基準等の項目追加とその基準値の設定
- ・地下水質に係る浄化基準の項目追加とその基準値の設定
- ・その他、必要となる事項

### 3. 検討の進め方

第1回排水規制等専門委員会以降、概ね2ヶ月に1回の頻度で専門委員会を開催する予定。

概ね1年程度の検討を踏まえて答申として取りまとめをいただきたい。